

# あしたへ生きる

ひとりひとりの個性を大切に～

2017年  
(平成29年)  
第38集



©JWBF/フォトサービス・ワン



©日本ブラインドサッカー協会

## 目次

- P1～2……「個性」とは  
P3～4……「障がい」とは  
～わたしたち一人ひとりがつくり出している「障がい」①～  
P5～6……「障がい」とは  
～わたしたち一人ひとりがつくり出している「障がい」②～  
P7～8……障がいをなくしていくために  
～わたしたちにできること～  
P9～10……障がいのある人の思い  
～忘れてはいけないもの～  
P11～12……ともに、あしたへ生きるために  
～「違い」を認め合って～  
P13～14……那珂川町の取り組み



このマーク  
わかるかな？

すごく大事なマークです！

どんな意味があるか

知っていますか？

答えはP10にあるよ！

あなたにとって「個性」とは、どのようなものですか？

「わたしをつくるすべてのものです」

あなたは、自分の個性を変えたいと思いますか？

「もっとよくできるところは変えたいけれど、基本的には  
変えたいと思いません。これが、わたしだからです。」



もしあなたが  
わたしの個性を否定したら…  
とてもかなしい

©日本ブラインドサッカー協会

もしあなたが  
わたしの個性を受け入れて、ほめてくれたら…  
とてもうれしい

※「障がい」の表記について  
「障害」の漢字の意味からイメージされる心理的障壁を低くするため、法律用語や固有名詞を除き、可能な限り「障がい」と表記します。

たとえば、誰かがわたしの個性を「障がい」と呼んだり、  
わたしにとって大切な人には「障がいがある」と言ったとしても、

それが、わたしとその人にとっては

かけがえのない個性だから



©JWBF/フォトサービス・ワン

あなたにも知ってほしい

いっしょに考えてほしい



わたしたち一人ひとりがつくり出している「障がい」を

しょう  
「障がい」とは ~わたしたち一人ひとりがつくり出している「障がい」①~

とう じょう じん ぶつ しょう かい  
登場人物の紹介



うん てん しゅ  
運転手さん



Aさん



Bさん



Cさん

くるま の 車いすに乗っているAさんが、買い物に行くためにバスに乗ろうとしています。

あ、車いすのお客さんだ。

あ、このバスに乗ればいいのか

小さい頃にしようとしたときは乗れなかったんだよ。久しぶりにバスに乗るけど、今度は乗れるかな…

1 2  
3 4

あ、このバスには車いすの方に乗っていただくためのスペースがあるんだよ。

お気をつけてお乗りください。

ありがとうございます。

小さい頃にバスに乗れなかった経験があり、不安そうだったAさんですが、

ここにのりていただくんですね？

そうです。ありがとうございます。

くるま こてい 車いすを固定しますね。

ありがとうございます。

5 6  
7 8

ほかのお客さんも親切にしてくれてよかった。

よかった。約束の時間に間に合いました。楽しみだな～。

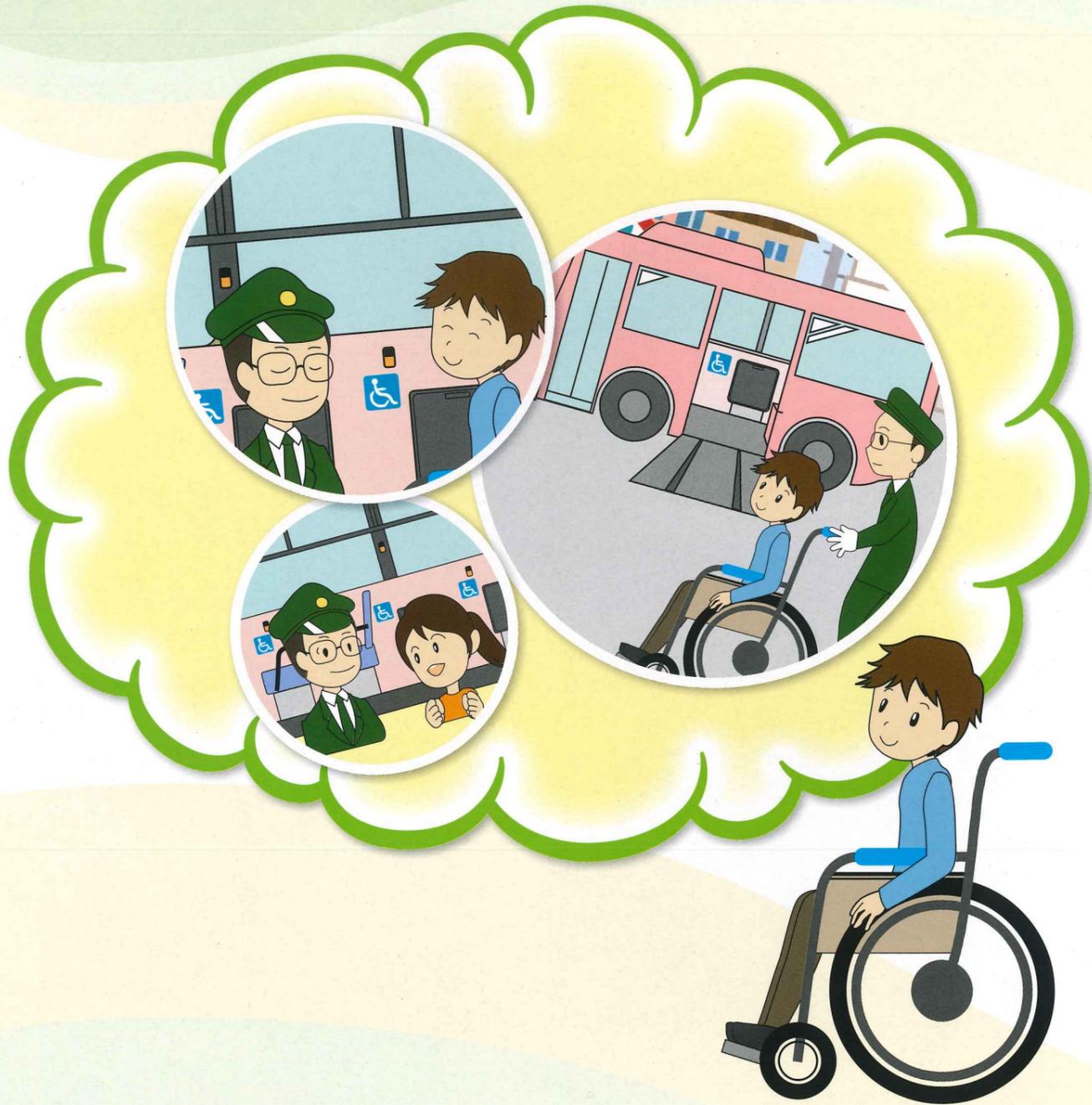
このバス、ノンステップバス\*っていうんだ。これだと高齢者やベビーカーを押す人、けがをしている人も安心だな。

こん かい 気持ちはよくバスに乗ることができました。 どうしてでしょうか？



※超低床であるため、乗車から着席、降車までの段差を感じることなく利用することができ、高齢者、障がいのある人、車椅子利用者、ベビーカー利用者などさまざまな人々のスムーズな乗降を可能としています。

「障がい」とは ~わたしたち一人ひとりがつくり出している「障がい」@~



それは、バスがノンステップバスだったからだけではなく、  
運転手さんやBさんの**理解**と**人を思いやるやさしさ**があったからです。  
かつては車いすに乗っていたためにバスに乗れなかったこともあったAさんですが、  
今回のことからわかることは、Aさんにとって、バスに乗ることに対する  
**「障がい」はなくなった**ということです。  
では、一体何が、「障がい」をつくり出していたのでしょうか？

それは、わたしたち一人ひとりの意識がつくり出している  
**壁(=社会的障壁=バリア)です。**

「障がい」



**バリア(=社会的障壁)**によってつくり出される

わたしたち一人ひとりの意識を変えることによって、  
さまざまなバリアを取り除くことができます。  
そして、「障がい」はなくすことができるのです。

わたしたちには、  
誰もが個人として尊重され、  
人間らしくしあわせになるための権利があります。

大切なことは、  
わたしたちが生きる社会の中で  
わたしたち一人ひとりの意識がつくり出しているバリアを見抜き、  
それを取り除くことによって、  
一人ひとりにある「障がい」をなくしていくことです。

**わたしたちに何ができるか  
いっしょに考えてください**

# 「障がい」をなくしていくために ~わたしたちができること~

わたしたちが生きる社会には、どのようなバリアがあり、  
 どうすればバリアを取り除くことができるのでしょうか。  
 BさんとCさんが話をしています。



すみません！  
 バスの中で車いすの人を  
 誘導されていましたよね！

あ、あのときのバスに  
 いらっしたんですね。

Bさんがしっかりと  
 誘導しているのを見て  
 すごいなあって思ったんです。

実は、車いすに乗っている友だち  
 がいて、少し勉強したんです。

1 2  
 3 4

だからスムーズに  
 誘導できたんですね！

べんきょう  
 勉強って？

まずは、  
 車いすに乗っている方への  
 理解と接し方についてでした。

そうですね。  
 勉強していくうちに、  
 なくすことができる心のバリアって  
 けっこうあるんだなって  
 気づきました。

なるほど！たしかに、  
 知らないと、それだけで  
 不安になることが  
 ありますもんね。

まずは気づいて、  
 そこから正しく知ることが  
 大切なんですね。

知らないことの不安が  
 心のバリアにつながることも  
 あるんです。

自分にとっては当たり前ですが、  
 他の人にとっての  
 「障がい」をつくって  
 いることもあるかもしれません。

5 6  
 7 8

社会も少しずつ  
 変わっています。たとえば、  
 平成 28 年 4 月に施行された  
 障害者差別解消推進法\*では、  
 さまざまなバリアを取り除くための  
 合理的配慮を求めています。

できることから  
 一つずつですね！

そうですね。  
 わたしたち一人ひとりが  
 意識を変えて力を合わせれば、  
 大きなバリアも取り除き、  
 多くの「障がい」を  
 なくすことができます！

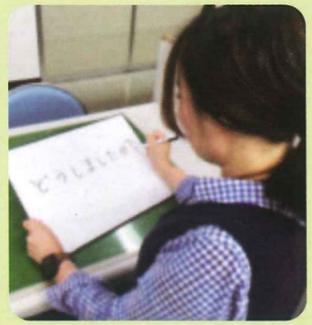
そうなんです！

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の略称。  
 障がいのある人に対して、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけるなどの**不当な差別的取り扱い**を禁止しています。  
 役所や事業者に対して、障がいのある人から、バリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたとき(手話を含む言語、点字、筆談、身振り、触覚、家族や介助者による意思伝達等を含む。)に、負担が重すぎない範囲で対応すること(=合理的配慮)を求めています(事業者においては対応に努めること)。

さまざまなバリアを取り除き、「障がい」をなくすために、  
 那珂川町役場でも、できることから始めています!!



手話による朝礼



筆談くんの設置



多機能トイレの設置



スロープの設置

## 障がいのある人の思い ~忘れてはいけないもの~

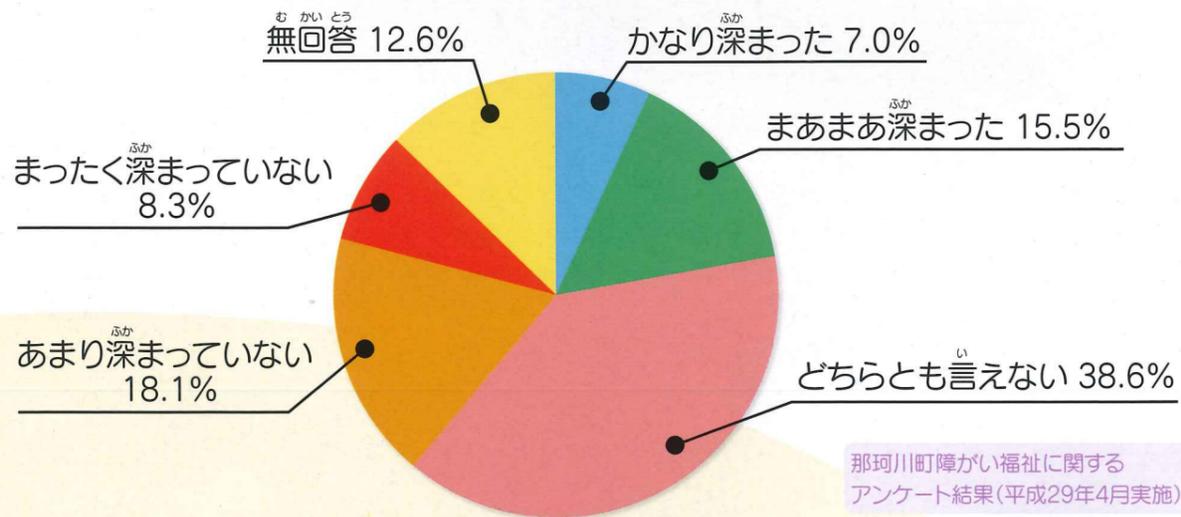


町に住む障がいのある人は、普段の暮らしのなかで、  
どのように感じているんだろう。

平成29年4月に町が行った町内にお住まいの障がいのある人への  
障がい福祉に関するアンケートの結果を見てみよう。



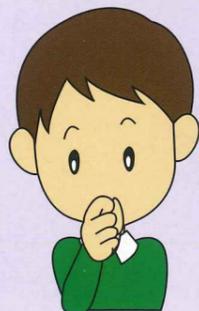
### Q 町全体で障がい者への理解が深まっていると感じていますか？



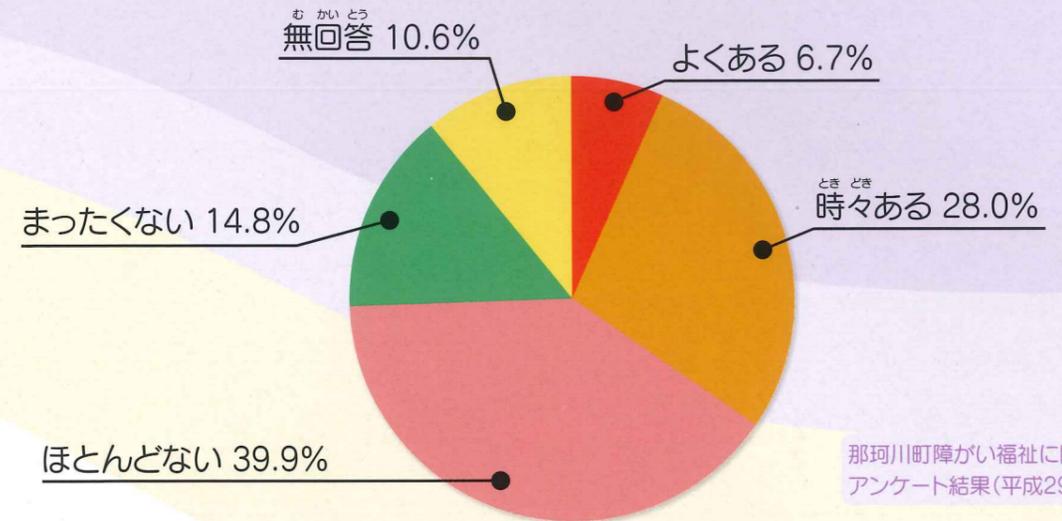
普段の暮らしのなかで、5人に1人以上の人が障がい者への理解が  
「かなり深まった」「まあまあ深まった」と答え、4人に1人以上の人が  
「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と答えているね。



障がい者への理解が深まっていないと思われる  
人の方が多いことが分かるね。



### Q あなたは、普段の暮らしのなかで障がいのある人への差別や偏見を感じたことがありますか？



### Q 「よくある」「時々ある」と答えた人にお聞きします。どのような時に差別や偏見があると感じますか？

- 第1位 まちかどでの人の視線(42.8%)
- 第2位 仕事や収入(30.3%)
- 第3位 交通機関や施設の整備(28.4%)

アンケートに回答いただいた障がいのある人のうち、  
34.7%の人が普段の暮らしのなかで差別や偏見を感じたことが  
「よくある」「時々ある」と答えました。



差別している  
つもりはないけど、  
自分の視線が誰かを  
傷つけているかも  
しれないね!



まちで困っている人を  
見かけたら、見ているだけ  
じゃなくて何か手助け  
できるといいね!



### 表紙のクイズの答え



聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。このマークを提  
示された場合は、自分にできる配慮について、考えて行動しましょう!  
この他にもさまざまなマークがあります!それぞれのマークが持つ意味を調べて  
あらゆる「障がい」をなくしていきましょう!

(参考:福岡県: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/035.html>)



聴覚障害者  
マーク



ハートプラス  
マーク



身体障害者  
マーク

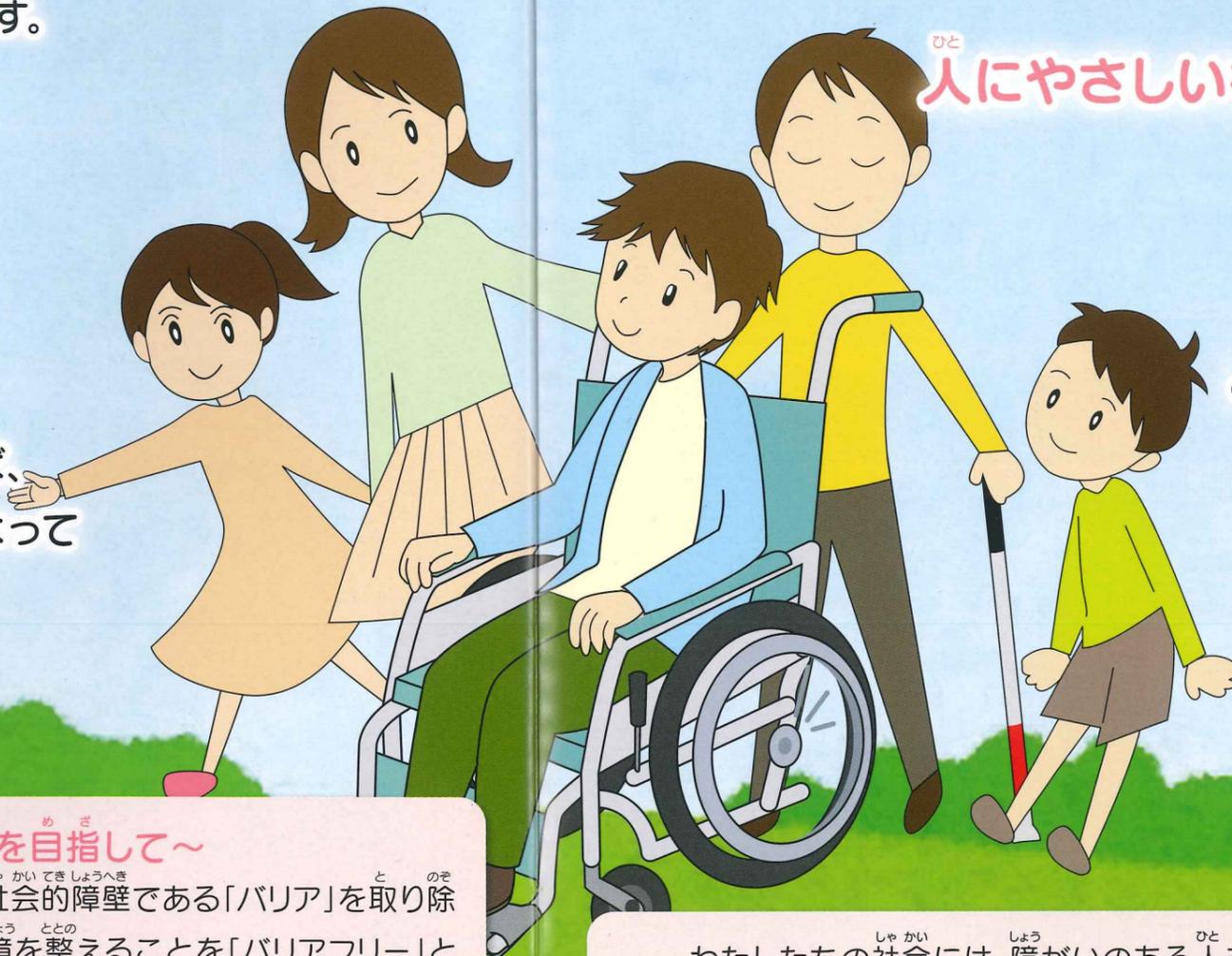
# ともに、あしたへ生きるために～「違い」を認め合って～

わたしたちの社会には、さまざまな「違い」があります。  
それは、さまざまな「違い」を持つわたしたち一人ひとりが  
この社会をつくっているからです。

生まれた国や、住んでいるまち、育った場所、肌や目の色、姿、形、  
好きなものや嫌いなもの…一人ひとり違います。

そして、そのような「違い」こそが、  
わたしたちの「個性」をつくります。  
特別なことは何もありません。

もしも、その「違い」や「個性」が  
「バリア」によって「障がい」となっているならば、  
わたしたち一人ひとりの意識を変えることによって  
その「バリア」を取り除き、「障がい」をなくして  
いかなければなりません。



わたしたち一人ひとりが、  
互いの「違い」を認めて  
相手のことを思いやり  
助け合うことができれば

誰もが自分らしく輝ける

人にやさしい社会を築いていけるはずです。

まずは、できることから、  
一歩を踏み出しましょう

ともに、あしたへ生きるために。

## 共生社会を築くために～心のバリアフリーを目指して～

わたしたち一人ひとりの意識が作り出している社会的障壁である「バリア」を取り除き、障がいのある人の自立や社会参加をしやすい環境を整えることを「バリアフリー」といいます。

「バリア」にはP3からもわかるように「物理的バリア」「制度的バリア」「心理的バリア」などがありますが、どの「バリア」にもいえることは、いずれもわたしたちの心(=意識)が生み出しているということです。

**共生社会**とは、誰もが個人として尊重され、互いの違いを個性として認め合い、  
支え合ってともに生きる社会のことです。

わたしたちの社会には、障がいのある人をはじめ、高齢者、子ども、すべての人が感じているそれぞれの「バリア」が、いまだにあります。

わたしたちが共生社会を実現し、ともに生きていくために最も大切なことは、わたしたちの「心のバリアフリー」であるといえます。

平成28年6月にはヘイトスピーチ解消法が、同年12月には部落差別解消推進法が施行されるなど、わたしたちの社会は少しずつですが、確実に変わってきています。

一人ひとりが心のバリアフリーを進め、ともに共生社会を築いていきましょう。

# 那珂川町の取り組み

那珂川町では、人権問題の解決に向けて人権フェスタをはじめとした各種イベントや講演会・研修会に取り組んでいます。

今後も町民の皆さまをはじめ、地域、各種団体、事業者との協働のもと「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組んでまいります。

## 人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

人権意識を高揚する

人権意識を育む

男女共同参画を推進する

子どもの個性や長所・学力を伸ばす

すべての住民に関わった活動の場をつくる

人や郷土を大切に  
する心を涵養する

## 那珂川町人権教育・啓発基本方針

町では、真に差別のない、人権を大切に、心豊かなまちづくりの実現に向けて、さまざまな人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。

### 基本方針の柱

すべての差別をなくす  
施策の推進

地域における豊かな人間関係  
づくりの活性化の推進

住民と行政が協働で取り組む  
人権教育・啓発の推進

### 解決を目指す さまざまな人権問題

同和問題

女性に関する問題

子どもに関する問題

高齢者に関する問題

障がい者に関する問題

外国人に関する問題

HIV感染者などに関する問題

さまざまな人権問題

## 人権カレンダー

5月

### 恵子児童館子どもまつり

人権を大切に子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

とき 毎年5月第4土曜日

ところ 恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園



あそびのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど  
楽しいよ遊びに来てね

7月

### 同和問題啓発強調月間

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しています。

### 同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

とき 毎年7月の日曜日 ところ ミリカローデン那珂川

駅・スーパーなどでの街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、啓発冊子の発行などを  
行っています



10月

### 各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

### 障害者週間

国は、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として12月3日～12月9日を障害者週間と定めています。

### 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12月4日～12月10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

### 人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し、開催しています。

とき 毎年12月の人権週間中の日曜日

ところ ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館

駅やスーパーでの街頭啓発や、啓発冊子の発行などが  
行われていますよ

人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、クイズラリーなど盛りだくさんのあそびに来てね

# 人権問題に関する相談窓口

## 障がい者・高齢者に関すること

- 福岡県障がい者110番 ..... 092-584-6110
- 福岡県高齢者総合相談センター(シルバー110番) ..... 092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険) ..... 092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口) ..... 092-953-2211
- 那珂川町福祉課 ..... 092-953-2211

## 人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局 ..... 092-922-2881
- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211

## 女性に関すること

- ちくし女性ホットライン ..... 092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室 ..... 092-584-1266
- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211

## 同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課 ..... 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課 ..... 092-952-2092

## 子どもに関すること

- 子どもの人権110番 ..... 0120-007-110
- こども総合相談窓口 ..... 092-953-2211
- 那珂川町保健センター ..... 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課 ..... 092-953-2211
- 福岡児童相談所 ..... 092-586-0023
- 児童相談所全国共通ダイヤル ..... 189(いちはやく)

## LGBTに関すること

- 福岡県LGBTの方のDV被害者相談ホットライン ..... 080-2701-5461
- 福岡県弁護士会LGBTに関する無料電話法律相談 ..... 070-7655-1698

## あしたへ生きる 第38集

発行: 那珂川町  
編集: 那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会  
印刷: 香和印刷株式会社